

令和6年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）の結果について

監査委員は、令和6年1月18日から4月24日までの間に、出先機関349か所のうち85か所について財務監査（定期監査）及び行政監査を実施し、19か所で28件の指摘事項が認められました。また、令和6年6月3日に、本庁機関1か所について財務監査（随時監査）を実施し、1件の指摘事項が認められました。

1 令和6年財務監査（定期監査）等の中間結果について

(1) 監査結果の概要

実施箇所数	指摘事項が認められた		内 訳			
	箇所数・件数		不適切事項 ^{※1}		要改善事項 ^{※2}	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
85	19 ^{※3}	28	19	27	1	1

(参考) 令和5年の中間結果

97	28	32	28	32	0	0
----	----	----	----	----	---	---

※1 不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

※2 要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

※3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しません。

(2) 不適切事項の例

ア 金額的に特記すべき事案

(ア) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○契約結果を公表していなかったもの

- ・ マシニングセンタ賃貸借契約ほか3件（契約額計22,537,416円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が80万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

(産業労働局 神奈川県立西部総合職業技術校)

イ 内容的に特記すべき事案

(ア) 同一箇所での同一の法律・規則違反が3件以上あったもの

○検査調書を作成していなかったもの

- ・ 庁舎清掃業務委託契約（契約額1,969,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず

ならず、これを作成していなかった。

(福祉子どもみらい局 神奈川県平塚児童相談所)

(イ) 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

○使用許可漏れにより、使用料が徴収不足となったもの

- ・ 教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあつた。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足であつた。

(教育委員会 神奈川県立厚木東高等学校)

(3) 要改善事項

ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

○長期継続契約を行っていないもの

- ・ 機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であつたにもかかわらず、単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立青少年センター)

令和6年財務監査(定期監査)等の中間結果の詳細については、別添1のとおりです。

なお、10月に、今回の中間結果の報告分を含めた令和6年財務監査(定期監査)及び行政監査の結果について、改めてお知らせする予定です。

2 財務監査(随時監査)の結果について

令和4年の財務監査(定期監査)及び行政監査において、継続して委託業務契約に係る変更手続の状況を確認する必要があると認められた福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課に対し、当該変更手続の状況を臨時に監査したもので、その結果については別添2のとおりです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 村上 電話 045-285-5053

副課長 新井 電話 045-285-5054

神奈川県監査委員報告第11号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和6年7月9日

神奈川県議会議長	柳	下	剛	殿
神奈川県知事	黒	岩	祐	治
神奈川県教育委員会教育長	花	田	忠	雄
神奈川県公安委員会委員長	規	矩	大	義

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	惠
同	中	家	華	子
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象**1 財務監査（定期監査）**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

出先機関349か所のうち、令和6年4月24日までに監査の結果を取りまとめた85か所（他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定）

第5 監査実施期間

令和6年1月18日から同年4月24日まで

（職員調査は、令和5年12月1日から令和6年4月18日まで実施）

第6 監査の実施内容

1 財務監査(定期監査)

令和5年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。
 なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が28件認められ、その内訳は不適切事項27件、要改善事項1件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。

(単位：か所、件)

局 等	実施 箇所数	指摘事項が		内 訳			
		認められた箇所		不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件 数	箇所数	件 数	箇所数	件 数
政 策 局	2	0	0	0	0	0	0
総 務 局	7	0	0	0	0	0	0
くらし安全防災局	0	0	0	0	0	0	0
文化スポーツ観光局	1	0	0	0	0	0	0
環 境 農 政 局	2	1	1	1	1	0	0
福祉子どもみらい局	5	3	8	3	7	1	1
健 康 医 療 局	7	3	4	3	4	0	0
産 業 労 働 局	6	1	1	1	1	0	0
県 土 整 備 局	3	2	2	2	2	0	0
企 業 庁	12	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	24	7	10	7	10	0	0
公 安 委 員 会	16	2	2	2	2	0	0
計	85	19	28	19	27	1	1

- (注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。
- (1) 法令等に違反すると認められる事案
 - (2) 予算目的に反していると認められる事案
 - (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
 - (4) 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- 2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。
- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
 - (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
- 3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項27件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数 (件)	構 成 率 (%)
財 務 監 査	26	96.3
予 算 執 行	2	7.4
収 入	2	7.4
支 出	2	7.4
会 計 事 務 処 理	0	0
契 約	11	40.7
課 税 徴 収	0	0
工 事	1	3.7
補 助 金	0	0
現 金 ・ 有 価 証 券	0	0
財 産	7	25.9
庶 務	0	0
そ の 他	1	3.7
行 政 監 査	1	3.7
事 務 事 業	0	0
組 織 ・ 執 行 体 制	0	0
そ の 他	1	3.7
計	27	100.0

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100%にはならない。

(2) 特記すべき事案

不適切事項27件のうち、特記すべきものが次のとおり8件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの
該当なし。

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの
該当なし。

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)
該当なし。

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの
該当なし。

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 契約事務において、中央監視装置更新工事契約（契約額21,065,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。

（福祉子どもみらい局 さがみ緑風園 p. 8）

- 契約事務において、マシニングセンタ賃貸借契約ほか3件（契約額計22,537,416円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が80万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

（産業労働局 神奈川県立西部総合職業技術校 p. 9）

イ 内容的に特記すべき事案

(ア) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの

該当なし。

b 同一箇所同一の法律・規則違反が3件以上あったもの

(a) 契約

- 契約事務において、庁舎清掃業務委託契約（契約額1,969,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

（福祉子どもみらい局 神奈川県平塚児童相談所 p. 7）

- 契約事務において、神奈川県立川崎北高等学校機械警備業務委託契約（契約総額1,574,532円、契約期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査

調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

(教育委員会 神奈川県立川崎北高等学校 p. 10)

(b) 財産

- 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあった。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足であった。

(教育委員会 神奈川県立厚木東高等学校 p. 10)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

(a) 財産

- 物品管理事務において、賃貸借により調達した電子複写機3台(単価契約)について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていないかった。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立青少年センター p. 7)

- 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあった。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足であった。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立厚木東高等学校 p. 10)

- 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯3基が共架されているものがあった。

(教育委員会 神奈川県立厚木商業高等学校 p. 10)

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
- b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
- c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
- d 業者等への支払の期限を6月以上超過しているもの
- e 上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの

いずれも該当なし。

3 要改善事項

要改善事項の1件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

ア 青少年センターの機械警備業務委託に関する件

(福祉子どもみらい局 神奈川県立青少年センター)

青少年センター（以下「センター」という。）において、機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

センターは、青少年の健全な育成を図り、併せて県民の教養の向上に資することを目的とした施設であり、施設の営業時間外、休館日等における警備については、機械警備業務を外部事業者へ委託して実施している。

機械警備業務については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の規定により、長期継続契約を締結することができるものとされているが、センターは、施設の老朽化対策として行う大規模補修工事が予定されていて、この工事の実施に伴い、機械警備業務に係るセンサーの移設、増設等が必要になることがあるなど、当該工事が完了しないと機械警備の範囲が確定しないとして、機械警備業務委託契約について、長期継続契約を締結せずに単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約（契約額324,720円）を行っていた。

しかしながら、令和5年度に実施するホール天井等改修工事（電気・建築）、ホール設備整備工事（舞台照明）などの大規模補修工事は、機械警備の範囲に変更を生じさせるものではなく、また、令和6年度以降においても、機械警備の範囲に変更を生じさせる工事は予定されていなかったことから、機械警備業務委託契約について、遅くとも令和5年度には長期継続契約を締結することが可能であったと認められる。

そして、機械警備業務委託契約について長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、財政課長通知により、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。また、機械警備業務委託契約については、過去の監査結果において、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められているところである。

したがって、センターの機械警備業務委託契約について、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、経費削減や業務効率の向上に資するため、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

該当なし。

4 箇所別の監査結果

監査した85か所のうち、不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は19か所、認められなかった箇所は66か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所（19か所、28件）

ア 環境農政局（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立かながわ農業アカデミー	令和6年4月24日（令和6年2月2日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、かながわ農業アカデミー給食業務委託契約（契約額9,485,916円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

イ 福祉子どもみらい局（3か所、8件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚児童相談所	令和6年3月1日（令和6年1月11日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、庁舎清掃業務委託契約（契約額1,969,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔特記前出〕
神奈川県立青少年センター	令和6年1月23日（令和5年12月7日及び同月8日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 科学部業務用品運搬料（8月分）1件、60,470円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 (2) 相談窓口紹介カード2023印刷契約（契約額1,078,000円）の履行確認に当たり、検査員に指定されていない他の所属の職員が受領者となる納品分について、物品検収要領に反し、納品物品と納品書等との照合結果を口頭で報告させており、給付の完了を確認するための検査が適切に行われていなかった。 2 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 令和5年7月12日、同年9月13日及び同年10月24日に購入し、事業の用に供した図書カード131枚、計168,000円について、印紙類出納簿へ受払いを記載していなかった。 (2) 賃貸借により調達した電子複写機3台

		<p>(単価契約) について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「青少年センターの機械警備業務委託に関する件」 (前記3(1)参照)</p>
さがみ緑風園	令和6年3月28日 (令和6年1月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、スクリーンほか17点の購入代1件、147,970円の執行に当たり、全額を「(節) 需用費」とすべきところ、スクリーン (82,500円) については「(節) 備品購入費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、中央監視装置更新工事契約 (契約額21,065,000円) について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。〔特記前出〕</p>

ウ 健康医療局 (3か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	令和6年2月15日 (令和5年12月20日及び同月21日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、栄養指導室に係る行政財産の使用許可1件について、令和5年8月23日までに使用許可をすべきところ、これを行わず、許可がないまま栄養指導室を使用させ、その後、許可申請書を受領した上、遡って許可を行っていた。</p>
神奈川県精神保健福祉センター	令和6年3月14日 (令和6年1月25日及び同月26日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、令和5年度ころこのちの地域医療支援事業 (自殺対策) かりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約 (契約額1,182,600円) について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要がある。</p>

		ったにもかかわらず、これを行っていなかった。
神奈川県動物愛護センター	令和6年1月22日（令和5年12月6日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、動物収容自動車の賃貸借契約（契約額715,440円）に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

エ 産業労働局（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立西部総合職業技術校	令和6年2月8日（令和5年12月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、マシニングセンタ賃貸借契約ほか3件（契約額計22,537,416円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が80万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕

オ 県土整備局（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県厚木土木事務所	令和6年3月6日（令和6年1月15日から同月17日まで職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、令和4年度道路改良工事県単（その21）令和5年度道路改良工事県単（その10）合併の設計額の積算に当たり、仮設工の法面保護シート工について、当初設計に引き続き、変更設計においても法面保護シートの取付け費用のみを計上すべきところ、誤って取外し費用も計上していたため、変更後の設計額（13,904,000円）が132,000円過大であった。
神奈川県厚木土木事務所東部センター	令和6年3月6日（令和6年1月19日、同月22日及び同月23日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、街路整備事業の土地評価算定業務等報酬に係る所得税及び復興特別所得税1件、51,866円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

カ 教育委員会（7か所、10件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所	令和6年3月26日（令和6年2月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度神奈川県道徳教育研修会に係る講師への謝礼金2件、60,000円について、履行確認が業務終了後3

		月を超えて遅れていた。
神奈川県立川崎北高等学校	令和6年3月11日（令和6年1月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立川崎北高等学校機械警備業務委託契約（契約総額1,574,532円、契約期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔特記前出〕
神奈川県立七里ガ浜高等学校	令和6年3月18日（令和5年12月8日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、防災倉庫1基の購入代449,075円の支払に当たり、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。
神奈川県立厚木東高等学校	令和6年2月26日（令和5年12月1日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和5年10月分の上下水道料金2件、300,049円について、納期限までに支払を行っていなかった。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあつた。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足であつた。〔特記前出〕
神奈川県立厚木商業高等学校	令和6年3月28日（令和5年12月12日職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯3基が共架されているものがあつた。〔特記前出〕 2 物品管理事務において、スクワットラック1台ほか4点（価格計973,350円）について、不用決定を行わないまま処分していた。
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和6年4月4日（令和6年1月10日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則で定める当日の最終領収書原符裏面に集計金額を記載すべきところ、令和5年8月23日領収分については、400円過少に記載しており、令和6年1月5日及び同月9日領収分については、集計金額（2件、9,600円）を記載していなかった。 2 契約事務において、「ライフコネクション」授業に係る講師への謝礼金1件、121,980円について、履行確認が業務実施日から3月を超えて遅れていた。

神奈川県立寒川高等学校	令和6年3月18日（令和6年1月9日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、令和5年4月分上下水道料金の立替収入1件、1,845円について、収入調定後、速やかに納入通知書を発行すべきところ、発行が3月を超えて遅れていた。
-------------	-------------------------	--

キ 公安委員会（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県鎌倉警察署	令和6年4月23日（令和6年3月14日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、支線柱1本及び支線1条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年5月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額54,098円のうち40,544円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県相模原南警察署	令和6年4月10日（令和5年12月12日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、A重油等の購入契約（単価契約、概算総価額1,544,620円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所（66か所）

ア 政策局（2か所）

神奈川県統計センター、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

イ 総務局（7か所）

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県小田原県税事務所

ウ 文化スポーツ観光局（1か所）

神奈川県パスポートセンター

エ 環境農政局（1か所）

神奈川県横浜川崎地区農政事務所

オ 福祉子どもみらい局（2か所）

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談支援センター

カ 健康医療局（4か所）

神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県食肉衛生検査所

キ 産業労働局（5か所）

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県障害者職業能力開発校

ク 県土整備局（1か所）

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター

ケ 企業庁（12か所）

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

コ 教育委員会（17か所）

神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立平塚農商高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

サ 公安委員会（14か所）

神奈川県戸部警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署

神奈川県監査委員報告第12号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和6年7月9日

神奈川県議会議長 柳 下 剛 殿
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 吉 川 知 恵 子
同 中 家 華 江
同 加 藤 元 弥
同 青 山 圭 一

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所

第5 監査実施日

令和6年6月3日

第6 監査の実施内容

令和4年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して委託業務契約に係る変更手続の状況を確認する必要があると認められた本庁機関1か所において、

当該変更手続の状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

監査の結果、本庁機関1か所において不適切事項が1件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

福祉子どもみらい局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
福祉部障害福祉課	令和6年6月3日（令和5年3月29日職員調査）	契約事務において、令和3年度相談支援従業者等養成・確保推進事業委託業務契約ほか1件（契約額計20,533,600円）について、受講者数の減等に伴う契約の変更に当たり、講師謝礼などの経費が計34,000円（税抜き）減少していたにもかかわらず、契約額に変更を生じさせないよう、合理的な理由なく一般管理費率を変更していた。